

国立教育政策研究所における公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為に関する取組について

国立教育政策研究所では、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日決定）（以下、「本省ガイドライン」という。）を踏まえ、以下の取組を行っています。

1 機関内の責任の明確化

運営・管理に関わる者の責任は、以下のとおりです。

最高管理責任者：所長

機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

統括管理責任者，統括研究倫理教育責任者：次長

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理及び研究倫理教育について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。不正防止計画推進部署の総括責任者として機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

コンプライアンス推進責任者：総務部長

統括管理責任者の指示の下、

- 1) 不正防止計画を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 2) 不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

研究倫理教育推進責任者：研究企画開発部長

統括管理責任者の指示の下、

- 1) 不正防止を図るため、研究活動に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 2) 構成員が、適切に研究活動の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2 適切な運営・管理の基盤となる環境の整備

適切な運営・管理を行うために、執行手続等をまとめたマニュアルを作成し、周知しています。また、コンプライアンス教育を実施し、所員にアンケート等により理解度を把握するとともに、関係法令等を遵守する「誓約書」の提出を義務づけています。

不正行為があった場合には、「研究活動に係る不正行為に関する規程」に基づき対応することとします。同規程では、研究所内外の告発窓口を明記し、情報の伝達体制を構築しています。また、不正に係る調査の体制・手続についても定めています。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画の推進を担当する「公的研究費不正防止計画推進部署」を設置します。

総括責任者：次長

責任者：総務部長

担当者：会計課長

不正の発生を防止するための具体的な対応策として「不正防止計画」を策定しています。

4 研究費の適正な運営・管理活動

適切な予算執行を行うため、予算の執行状況を検証し、経費の早期執行に努めることとしています。

発注については、所内規程により、権限を与えられた者のみが行えることとなっています。不正な取引に関与した業者については、「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」等国の会計法令等に基づき処分を行うこととしています。一定額以上の取引を行う業者には、誓約書を提出していただきます。

検収については、検査職員に検収業務を行わせることによってチェック体制の強化を図っています。

納品については、納品する際には必ず業者から会計課管理係へ連絡させ、会計課管理係の指示に従い、納品することを徹底しています。

非常勤雇用者の勤務管理については、総務課人事係に出勤簿等を備え管理を行っています。

物品を取得した際に、物品管理簿で管理し、それを基に内部監査を行っています。

研究者は、出張前に出張計画を提出し、旅行命令権者の承認を得るとともに、出張後に報告書を提出することとしています。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

事務処理手続や、研究費の使用、研究活動の不正に係る情報等の告発窓口は、総務部企画室としています。

【相談・告発窓口】

●対象：研究活動に関するものが対象です。

●留意事項：匿名の場合は受け付けません。告発を受け付ける際には、告発者の氏名、連絡先等について確認させていただくとともに、調査に当たって告発者に協力を求める場合があります。

※なお、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名公表等必要な措置をとることを申し添えます。

<窓口> 国立教育政策研究所 総務部企画室
〒100-8951 東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL 03-6733-6812 FAX 03-6733-6956
メール kenkyou@nier.go.jp

6 モニタリングの在り方

通常監査は会計課が行いますが、内部監査部門として「特別監査室」を設置し、会計課以外の職員を充てることにより、監査を実施することとしています。内部監査した結果、不備等があった場合には、不正防止計画の見直しを不正防止計画推進部署に求めることとします。不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施します。

なお、特別監査室は、最高管理責任者から直接指示を受ける組織として位置づけることとしています。